

○自治医科大学大学院医学研究科履修規程

(平成15年規程第18号)

改正	平成16年規程第1号	平成17年規程第65号
	平成18年規程第52号	平成19年規程第4号
	平成21年規程第60号	平成22年規程第42号
	平成23年規程第43号	平成24年規程第72号
	平成25年規程第42号	平成26年規程第7号
	平成27年規程第30号	平成28年規程第19号
	平成29年規程第9号	平成30年規程第17号
	平成31年規程第30号	令和2年規程第36号
	令和3年規程第20号	令和4年規程第22号
	令和5年規程第26号	令和6年規程第20号

自治医科大学大学院教育課程(昭和53年3月24日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、自治医科大学大学院学則(昭和53年3月24日制定。以下「学則」という。)第10条の規定に基づき、自治医科大学大学院医学研究科(以下「本研究科」という。)における授業科目、単位数、履修方法その他について定めるものとする。

(学生の所属)

第2条 学生は、自治医科大学大学院医学研究科組織に関する規程(平成24年規程第42号)に定めるいづれかの専攻科に所属するものとする。

2 専攻科の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情があるものとして、大学院医学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の意見を聴いて、医学研究科長(以下「研究科長」という。)が許可した場合は、この限りではない。

(教育方法)

第3条 本研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(研究指導)

第4条 学生は、所属する専攻科において当該学生の研究指導に責任を持つ者(以下「担当指導教員」という。)の指導を受けるものとする。

2 担当指導教員が、教育研究上必要と認めた場合は、他の者と協力して研究指導に当たるものとする。

(授業科目、単位数及びメディアを利用して行う授業)

第5条 授業科目、単位数及びメディアを利用して行う授業については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 学則第9条第2項に定めるメディアを利用して行う授業科目は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

(授業期間)

第6条 授業科目(大学院共通カリキュラム講義I、大学院共通カリキュラム講義II、大学院特別講義I、大学院特別講義IIを除く。)の授業は、年間30週、半期15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位計算の基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 実験実習は、30時間をもって1単位とする。
- (3) 前2号に該当しない場合は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が別に定める。

(修士課程の履修方法)

第8条 修士課程の学生は、別表第1に掲げる授業科目から、共通教育科目5単位以上、基礎教育科目11単位、専門教育科目1単位、研究指導科目14単位の計31単位以上を修得しなければならない。ただし、修士課程社会人学生は、別表第1に掲げる授業科目から、共通教育科目5単位以上、基礎教育科目7単位以上、専門教育科目4単位以上、研究指導科目14単位以上の計30単位以上を修得するものとする。

2 前項における研究指導科目は、学生の所属専攻科において開講される授業科目とする。

(博士課程の履修方法)

第9条 博士課程の学生は、別表第2に掲げる授業科目から、共通教育科目4単位以上、専門講義科目6単位以上、研究指導科目28単位以上の計38単位以上を修得しなければならない。ただし、早期修了に係る学位審査に合格した者にあっては、研究指導科目28単位のうち21単位とし、計31単位以上の修得とする。

2 前項における専門講義科目、研究指導科目は、次のとおり選択するものとする。

(1) 専門講義科目

- ア 主科目として、学生の所属専攻科が担当する授業科目
- イ 副科目として、学生の所属専攻科が担当する授業科目の授業分類と同一の授業科目
- ウ 副科目として、学生の所属専攻科が担当する授業科目の授業分類と異なる授業科目

(2) 研究指導科目

- ア 学生の所属専攻科において開講される授業科目

3 前項第1号及び第2号について、授業科目におけるⅡを履修するためにはⅠ、Ⅲを履修するためにはⅡ、Ⅳを履修するためにはⅢを修得していなければならぬ。なお、所属専攻科を変更した場合にあっては、この限りではない。

4 第2項の規定に関わらず、研究科長は、主科目及びその指定する授業科目の履修により、副科目の履修を免除することができる。

(学外における実習及び研修等)

第10条 学生は、授業科目責任者が必要と認める他の大学院、研究所、その他の機関の授業を受ける場合であって、研究科長が特に認めたときは、当該授業に係る大学からの旅費を受給できるものとする。

(履修手続き)

第11条 学生は、毎年度初めに担当指導教員の指導を受けて、履修しようとする科目を研究科長に届け出なければならない。

2 年度途中における履修科目の変更は、原則として認めない。ただし、専攻科の変更に伴い履修すべき科目に変更が生じた場合は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が認めるものとする。

(研究計画)

第12条 学生は、毎年度初めに担当指導教員の指導を受けて研究計画を作成し、研究科長に提出しなければならない。

(単位修得の認定及び成績評価)

第13条 授業科目の成績及び単位修得の認定は、学期末又は学年末における試験により行うものとする。ただし、授業科目の責任者は、平常の成績等をもって試験に代えることができる。

- 2 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を行うことができる。
- 3 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語で判定し、優、良及び可は合格として該授業科の単位を認定する。不可は不合格とする。なお、認定された成績及び単位は取り消すことができない。
- 4 前項における評価基準は、次のとおりとする。

優 80点以上100点まで 良 70点以上80点未満 可 60点以上70点未満 不可 0点以上60点未満

(研究活動報告)

第14条 学生は、毎年度の終わりに、当該年度における研究活動及び研究成果について、研究科長に報告しなければならない。

(既修得単位の取扱い)

第15条 本研究科に入学する以前に本研究科において既に修得した授業科目及び単位数のある者又は学則第23条の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数は、研究科委員会において適當と認めた場合、本研究科の相当する授業科目及び単位数と見なすことができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目、単位数、履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第65号)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成17年度の入学者から適用し、平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規程第52号)

- 1 平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、自治医科大学大学院医学研究科に入学した者については、改正後の自治医科大学大学院医学研究科履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年規程第4号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、第3及び第4の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第42号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第43号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第72号)

- 1 この規程は、平成25年1月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程は、平成24年度入学者から適用し、平成24年3月31日在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年規程第42号)

この規程は、平成25年7月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年規程第7号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成26年度入学者から適用し、平成26年3月31日在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年規程第30号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成27年度入学者から適用し、平成27年3月31日在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年規程第19号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第30号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第36号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第20号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第22号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規程第26号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第20号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

[別紙参照]

別表第2(第5条関係)

[別紙参照]